

江別市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱

平成29年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）の規定により市長が行う低炭素建築物新築等計画の認定等に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 低炭素計画 法第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画をいう。
- (2) 評価機関審査 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が行う低炭素計画に係る技術的審査をいう。
- (3) 判定機関審査 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が行う低炭素計画に係る技術的審査をいう。

(都市の緑地の保全への配慮に関する基準)

第3条 法第54条第1項第2号に規定する基準に適合する低炭素計画は、都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第118号）に基づき、次に掲げる基準に従い都市の緑地の保全に配慮することとする。

- (1) 次に掲げる計画が定められ、又は協定が締結されている区域内においては、その計画又は協定（ア又はイに掲げる場合にあつては、緑地保全に係るものに限る。）に適合するものであること。

ア 都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の4第1項に規定する地区計画

イ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第69条に規定する建築協定

ウ 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第45条第1項に規定する緑地協定

- (2) 都市計画法第11条第1項第2号に規定する緑地の区域内でないこと。

(事前審査)

第4条 低炭素計画の認定の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、住宅の用途に供する建築物である場合は評価機関審査を受け、住宅以外の用途に供する建築物である場合は判定機関審査を受け、低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証（第1号様式。以下「適合証」という。）の交付を受けるものとする。

2 前項に規定する適合証は、法第54条第1項第1号に規定する認定基準について、次に掲げる認定基準の全てに適合することを証したものとする。

- (1) 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準
- (2) 一次エネルギー消費量に関する基準
- (3) その他の基準

(事前届出等)

第5条 申請者は、市長に都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「省令」という。）第41条に規定する申請書を提出する前に、第3条第1号に規定する地区計画又は建築協定に定められている届出等の手続を完了しているものとする。

(構造計算適合性判定)

第6条 法第54条第2項に規定する申出をする者は、当該申出に係る低炭素計画が、建

築基準法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定を要する計画である場合には、法第54条第4項において準用する建築基準法第18条第3項の期間の末日の3日前までに、同法第6条の3第7項の適合判定通知書の写しを市長に提出するものとする。
(認定申請に必要な図書)

第7条 省令第41条に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 第3条第1号に規定する基準に適合することを確認するために必要な届出書等(受付印等のあるもの)の写し
- (2) 第4条に規定する適合証
- (3) その他市長が必要と認める図書
(低炭素計画の変更申請)

第8条 認定建築主(法第55条第1項に規定する認定建築主をいう。以下同じ。)が、法第55条に規定する変更の認定の申請をするときは、第3条から前条までの規定を準用する。
(取下げ届)

第9条 申請者は、認定を受ける前に申請を取り下げるときは、取下げ届(第2号様式)を市長に提出するものとする。
(取りやめ届)

第10条 認定建築主は、低炭素建築物の新築等(法第56条に規定する低炭素建築物の新築等をいう。以下同じ。)を取りやめるときは、取りやめ届(第3号様式)に省令第43条第2項に定める認定通知書を添えて、市長に提出するものとする。
(完了の報告等)

第11条 認定建築主は、低炭素建築物の新築等の建築工事が完了したときは、法第56条に規定する認定低炭素建築物新築等計画に従って建築工事が行われた旨を建築士が確認し、速やかに工事完了報告書(第4号様式)に、次に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事監理報告書等の低炭素計画に基づき工事が行われたことが確認できる図書
- (2) その他市長が必要と認める図書

2 法第56条により市長から報告を求められた認定建築主は、認定低炭素建築物状況報告書(第5号様式)に必要な図書を添えて、市長に提出しなければならない。
(認定しない旨の通知)

第12条 市長は、申請に係る計画の認定をしない場合は、認定しない旨の通知書(第6号様式)により申請者に通知するものとする。
(改善命令)

第13条 法第57条の規定による改善命令は、改善命令書(第7号様式)により行うものとする。
(認定の取消し)

第14条 法第58条の規定による認定の取消しは、認定取消通知書(第8号様式)により行うものとする。
(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、建設部長が定める。